

令和7年第12回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年12月25日（木） 13時32分開会
14時00分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 報告第15号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・ 日程第2 議案第39号 指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について
- ・ 日程第3 議案第40号 指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正について
- ・ 日程第4 議案第41号 指宿市招致外国青年任用規則の一部改正について
- ・ 日程第5 議案第42号 指宿市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について

- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただ今から、令和7年第12回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

項目1です。

11月28日、県教職員組合指宿地区協との話し合いがあり、出席いたしました。冬休みの勤務や、労働環境についての話し合いをしたところでございます。

項目2です。

11月29日、生涯学習フェスティバル及び人権教育講演会が開催されました。教育委員の皆様にもご出席をいただき、ありがとうございました。フェスティバルの前半に青少年善行等表彰等があり、その後、各種自主講座、郷土芸能の舞台発表がありました。その他、1月の広報いぶすきの表紙にもありましたが、赤ちゃんハイハイレース、テレビゲームの大会等、趣向を凝らした多くのイベントや展示等がありました。

午後には人権教育講演会が開催され、壁画家で紙芝居作家の松井エイコさんの「戦争と平和」をテーマにした、紙芝居を使いながらの講演がありました。戦後80年の節目にふさわしい講演となったところでございます。

項目3です。

11月30日、第35回指商デパートがあり視察をいたしました。朝から多くの方においでいただき、大盛況でした。高校生主体で積極的に運営している様子からも、

頼もしさを感じたところです。指宿商業高校につきましては、新聞にも掲載をされましたが、日本茶業振興会より、指宿茶いっぺプロジェクトが日本茶N e x t G e n e r a t i o n大賞を受賞しております。

また、韓国語の大会では、県代表として来年の3月に全国大会に出場すると聞いております。

項目4です。

12月3日、市長との対話集会が指宿商工会議所主催であり、出席をいたしました。

項目5です。

12月4日、小学生対象の高校生ビブリオバトルということで、指宿高校の生徒が、柳田小学校児童を対象にしたビブリオバトルがあり、視察をいたしました。高校生が分かりやすく、小学生に伝えている様子がありました。福富委員には大変お世話になりました。

項目6です。

12月5日、教育支援センター体験学習会が山川高校でありました。参加した生徒には進路を考え、積極的に参加を希望した生徒もおり、今後も様々な形で、子供たちが自立するきっかけづくりになるものを計画したいと考えているところでございます。

項目7です。

12月6日、7日に第40回いぶすき産業まつり祈願祭に出席しました。また同日、全国カツオまつりサミットシンポジウムが開催されました。シンポジウムではカツオで有名な高知県土佐市や、宮城県気仙沼市、静岡県伊豆市からの報告と、東京の渋谷にある、かつお食堂の女性店主の方から「かつお愛こそすべて」と題して、基調講演がありました。カツオの歴史や、カツオを通じた地域づくりについて、様々な立場から意見が出されたところです。

項目8です。

12月11日、12日、市議会本会議の一般質問があり、教育委員会関係では、いじめ、不登校に関する質問、それから給食無償化について、読書活動の推進について、平和に関する学習について等、質問がございました。

項目9です。

12月14日、第39回かごしま女子駅伝・第73回県下一周市郡対抗駅伝競走大会指宿チームの結団式が開催され、出席をいたしました。いよいよ駅伝シーズンの到来ですが、指宿チームを市全体で応援し、後押しができればと考えております。

項目10です。

12月15日、市内4箇所にある図書館検索システムOPAC及び公民館図書館を視察いたしました。現在、市の第四次子ども読書活動推進計画が策定中であり、子供の読書環境を更に進めていきたいと考えているところです。

項目11です。

12月17日、年末年始の交通事故防止運動街頭キャンペーンに参加しました。先日、市内の小学生が青信号で横断歩道を渡ろうとしている時に、車と接触する事故がありました。大きな事故ではありませんでしたが、年末年始に事故がないよう指導を継続していきたいと考えております。

項目12です。

12月19日、最終本会議が開催されました。

項目13です。

12月22日、23日、人事に係る校長一次面接を行いました。令和8年度人事異動の業務がスタートしたところでございます。

項目14です。

12月25日、今朝になりますが、指宿市・千歳市青少年相互交流事業の出発式が、市役所の玄関でありました。参加した16人の児童が全員そろって、元気に出発ができたところです。今の時間、ちょうど羽田空港を出発し、北海道千歳市に向かっているところではないかと思えます。有意義な4日間の交流になればと願っております。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第15号、令和7年度指宿市一般会計補正予算(第10号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第1、報告第15号、令和7年度指宿市一般会計補正予算(第10号)に係る議案(教育委員会所管分)の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和7年度指宿市一般会計補正予算(第10号)に係る議案(教育委員会所管分)を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、報告第15号、別冊1の1ページをご覧ください。

令和7年度指宿市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億2,993万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、300億1,241万9千円とするものであります。

4ページをご覧ください。

下段の太枠で囲った部分になります。款9教育費は3,721万1千円を増額し、歳出の総額を45億303万8千円にするものであります。

今回の補正は、令和7年度人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給与及び会計年度任用職員の費用弁償額を改定したことに伴う、人件費の補正であります。

以上で、報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
以上で、日程第1，報告第15号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，議案第39号，指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第2，議案第39号，指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校学則の一部改正を行うため，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校学則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき，学校の管理運営の基本的な事項を定めることを目的とした規則であります。

本案は，鹿児島県教育委員会教育長から令和7年11月25日付けで発出された，「鹿児島県高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則」の制定について，学年休業日が改正された旨の通知があったことを受け，指宿商業高等学校につきましても，4月1日から始まる学年始休業日を『「4月5日」まで』から『「4月6日」まで』に，改正しようとするものであります。

なお，附則において，この規則は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第39号については，提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2、議案第39号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3、議案第40号、指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第3、議案第40号、指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則の一部改正を行うため、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

資料の7ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則は、指宿商業高等学校の校風の振興に寄与するために行う部活動の活性化に関して必要な事項を定めることを目的とした規則であります。

本案は、指宿市スポーツ文化振興基金の補助金を活用し、外部指導者として依頼していた体育系部活動の指導者について、令和8年度から指宿市立指宿商業高等学校の部活動の活性化に関する規則における指導員を対象とし、報酬及び費用弁償を支給することから、同規則第3条第2項「芸術（音楽・美術・書道）」の次に「の文化系又は校長が必要と認める体育系の部活動」を加えるものです。

併せて、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行され、令和7年6月1日から禁錮及び懲役を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、第10条の報酬の支給日を「翌月の10日」から「翌月の15日」に、改正をしようとするものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

2点よろしいでしょうか。まず、ここで対象となる方は、どのような方なのかというのが1点と、どの部活動が該当するのか教えてください。

(横村事務長)

今回、改正で対象を検討している部活は、女子ソフトテニス部になります。こちらにつきましては、現在、国民スポーツ大会の強化指定団体として想定されているところです。

そして、指導員につきましては、現在指導をしていただいております大迫氏を検討しているところです。大迫氏につきましては、以前、指宿商業高校にも勤務をされていた経験があり、その際にも部活の指導員として、いろいろな功績を上げていらっしゃる方です。その後は、指宿商業高校で期限付講師をされており、現在に至るまで、長年にわたりボランティアを務め、いろいろな面で部活を支えていただいている方になります。

(福富委員)

ありがとうございます。子供たちの為にも、しっかりとした体制を整えていただいて、部活動の活性化に繋げてください。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第40号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3，議案第40号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第4，議案第41号、指宿市招致外国青年任用規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第4，議案第41号、指宿市招致外国青年任用規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市招致外国青年任用規則の一部改正を行うため、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものがあります。

資料の10ページをご覧ください。

指宿市招致外国青年任用規則は、本市において語学指導等を行う外国語指導助手の勤務条件を定めているところでございます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行され、令和7年6月1日から禁錮及び懲役を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、同規則第27条第3項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第41号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第4、議案第41号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第5、議案第42号、指宿市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第5、議案第42号、指宿市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の12ページをご覧ください。

指宿市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正を行うため、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

資料の13ページをご覧ください。

指宿市遠距離通学費補助金交付要綱は、本市中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道5キロメートル以上あり、学校長の許可を受けて自転車で通学する生徒の保護者に対し、新たに自転車を購入した費用の一部を補助することについて定めた要綱であります。

現在の要綱では、補助金交付決定を受けたのち、実績報告書を提出するよう規定されているところでございます。しかしながら、ほぼ全ての保護者が入学前に通学用自転車を購入しており、申請時に実績報告に係る書類の提出が可能であることから、申請に係る保護者及び学校の負担軽減を図るために、補助金交付決定と補助金交付確定を同時に行うことができるよう改めようとするものであります。併せて、字句などの軽微な整理を行うものであります。

なお、附則において、この告示は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第42号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第5、議案第42号は、提案のとおり可決することといたします。

以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(水流課長)

教育総務課から、3点ご報告がございます。

まず1点目が、教育委員会の事務事業の点検・評価についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の事務事業の点検・評価を実施し、その結果を議会へ提出するとともに、公表を行ってまいりまし

たが、令和5年2月1日付けで文部科学省から、点検・評価については、地方自治法第233条第5項に規定する、決算の認定において主要な施策の成果を説明する書類の作成をし、議会への提出及び公表を行うことをもって、義務を充足したこととしても差し支えないという通知がございました。

この主要な施策の成果を説明する書類は、毎年、議会に提出する書類であり、本年度におきましても、決算委員会で審査していただき、令和7年第4回市議会定例会の初日に承認されているところでございます。

つきましては、昨年度に引き続き、本年度におきましても、議会への報告とホームページでの公表をもちまして、点検・評価に代えることといたしますので、ご報告をいたします。

続きまして2点目でございます。第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）（案）のパブリックコメントの実施についてでございます。

本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である、第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）の計画期間が、令和3年度から令和7年度までとなっております。そのため、県の計画や、前期計画における取組成果と課題を踏まえ、今年度中に、令和8年度から令和12年度までの後期計画を策定することとしております。

各課の施策をとりまとめた計画案を策定いたしましたので、パブリックコメント制度に基づき、明日12月26日から1月26日までの1か月間、ホームページ等に掲載し、広く意見を募集いたします。その結果を踏まえ、最終的な案を今年度中に、教育委員会にご提案させていただき予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目でございます。開聞中学校と山川中学校の再編に関するアンケート調査についてでございます。

令和3年9月に策定しました「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」において、少子化に伴う生徒数減少により、学級数が全学年単学級となっている開聞中学校の学習環境の改善を図る必要があることから、開聞中学校と山川中学校を既存校1校に集約することを目指しております。

令和4年度に中学校再編に関するアンケートを実施しておりますが、前回のアンケートから3年が経過していることから、改めて開聞・山川中学校区の未就学児も含めた保護者と地域住民の方々から、中学校再編に関する考え方や意見等を集約し、学校再編の基礎資料にしたいと考えております。

アンケートは、開聞・山川地域の中学生以下を含む527世帯と、地域住民につきましても、年齢階層別に抽出した1,473世帯の合計2,000世帯に配付をいたします。小中学校の就学児につきましても、長子に対しまして、12月12日に学校で配付を行いました。未就学児世帯及び抽出した地域住民宛には、令和8年1月5日に郵送をいたします。

アンケートの内容につきましても、本日配布させていただきました資料に添付しておりますのでご確認ください。

（田之上教育長）

事務事業の点検・評価について、市教育振興基本計画（後期計画）のパブリックコメントについて、開聞中学校と山川中学校の再編に関するアンケートについて、3点でしたが、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

その他，他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で，令和7年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。